

(別紙)

久我山青光学園教職員倫理要綱に基づく行動指針

「令和4年度久我山青光学園教職員倫理要綱」の内容を実践していくために、下記のとおり行動指針を定めます。

1 人格の尊重として

- (1) 年齢にふさわしい敬称、接し方で指導、支援をします。
- (2) 幼児・児童・生徒が理解しやすい言葉、表現等を使います。
- (3) 幼児・児童・生徒に対して不用意な言葉、乱暴な言葉、侮蔑的な言葉、嫌悪感を与える言葉は使用しません。

2 人権の尊重として

- (1) 指導という名のもとの体罰や肉体的な苦痛を与える言動はしません。
- (2) 威圧的・強圧的な指導、言葉掛け等精神的な苦痛を与える行為はしません。
- (3) 性的に不快にさせる行為やそのおそれがある行為はしません。
- (4) 障害の呼称・状態等を表す用語を幼児・児童・生徒の前で差別的に使ったり、幼児・児童・生徒の言動や動作等のまねをしたりする等のことはしません。
- (5) 安全確保のための行動制限は、本人・保護者に明確な説明を行います。
- (6) 自己選択、自己決定をする機会をできるだけ設け、自己肯定感が高まる体験を豊富にする教育活動の充実を目指します。
- (7) 学校生活や施設設備等に対する児童・生徒及び保護者等の意見や要望を聞く機会を設け、その改善に努めます。

3 プライバシーの保護として

- (1) 職務上知り得た幼児・児童・生徒の個人情報外部(第三者)に漏らしません。
- (2) 教室や廊下等の掲示物には、幼児・児童・生徒の人権侵害に当たる表現は使用しません。
- (3) 学校以外の場所に作品を展示する場合は、幼児・児童・生徒及び保護者の了承をとります。

4 幼児・児童・生徒の個に応じた教育支援として

幼児・児童・生徒の個別課題やニーズの的確な把握に基づいた個別指導計画の充実と個に応じた指導を徹底します。